

1. 奨学金の貸与に係る事項

【返還方式】

- (1) 第一種奨学生においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式（以下、「定額返還方式」という）か、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という）が収入に運動して算出した割賦金で返還する方式（以下、「所得運動返還方式」という）を選択する必要があります。なお、返還方式を選択しなかった場合及び個人番号を提出しない場合は、定額返還方式を選択したものとします。第二種奨学生においては、定額返還方式のみとなります。
- (2) 所得運動返還方式を選択したものが、個人番号等機構の指定する書類を提出しない等所定の手続きを怠った場合は、貸与金額に応じた返還回数で割賦金が算出されれます。ただし、機関保証を受けられない場合は、所得運動返還方式を利用することはできません。
- (3) □返還方式の変更を希望する際は機構に願い出る必要があります。なお、貸与終了後は定額返還方式から所得運動返還方式への変更のみ可能です。

【保証】

- (4) 奨学生の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受けるか、連帯保証人及び保証人を選択し、人の保証を受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学生から所定の保証料を差し引く方法、又は奨学生の選択により保証料を保証機関に払い込む方法によることがあります。払い込む方法を希望する場合は、この確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書（以下、「確認書兼同意書」という）を提出する前に機構又は保証機関へ願い出る必要があります。ただし、払い込む方法を選択した場合学生が保証料の払込みを怠ったときは、奨学生の交付を保留することができます。
- (5) ②返還方式で所得運動返還方式を選択した場合は、機関保証を選択する」とが必要です。なお、返還方式の変更を願い出た際に受けている保証人が人的保証の場合、保証料を一括で支払ったうえで機関保証に変更する必要があります。
- (6) ③機関保証を選択する場合は、奨学生の貸与終了後においても授学生本人と確実に連絡をとることができ、機構の求めに応じてその連絡先情報を提供する者を選任し、その者の氏名、住所等を本人以外の連絡先として届け出なければなりません。
- (7) ④奨学生申請時に連帯保証人及び保証人を選択し、貸与中に連帯保証人又は保証人が死亡する等、真に止むを得ない事由により連帯保証人又は保証人が欠けることになった場合は、機関保証制度への変更を申し出ることができます（上記②の返還方式の場合を除く）。

【返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）】

- (5) 機関保証を選択した授学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに機関保証を受けたことを表示した返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書を提出しなければなりません。
- (2) ①人の保証を選択した授学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連署の上押印した返還誓約書を提出しなければなりません。連帯保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）及び收入に関する証明書類、保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）を添付しなければなりません。
- (3) 機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合には、採用の時に遅って授学生としての資格を失います。授学生としての資格を失った際にすでに振り込まれた奨学生がある場合には、その全額を機構に返納するものとします。
- (6) ④個人番号を提出していない授学生は返還誓約書に「住民票の写し」を添付しなければなりません。なお、「住民票の写し」は個人番号が記載されていないものとします。
- (7) ⑤連帯保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であつて、原則として、授学生の4親等以内（父母を除く）の親族でなければならないません。

【貸与期間の取り扱い】

- (8) 貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分（それぞれの学校の専攻科・大学における別科・専修学校における修業年限2年以上の専修学校専門課程修了を入学資格の要件としている学科は、それそれ異なる学校区分となります）において現在に在学する学校と同様区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、現に在学する学校の修業年限（修業年限を定めない学校にあっては、貸与を受ける者が卒業する必要な最短期間）に達するまでの期間とします。ただし、機構が特に必要と認めるときは、第一種奨学生においては全ての学校の区分を通じて、第二種奨学生においては同一の学校の区分における一の貸与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかるわらす、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間、貸与を受けることができるものとします（同じ二の学校・学部・学科・研究科を一度退学後に復籍する場合を除く）。

- (9) 第一種奨学生の長期履修課程に在学する者の貸与終期は、通常の課程における標準修業年限の終期までとします。

【申込資格】

- (10) 奨学生の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者とします。
ア 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
イ 「日本国籍法」の規定による
イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて本邦に在留する者
ウ 同表の定住者の在留資格をもつて本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ると当該者が在学する学校の長が認めたもの

【振込】

- (11) 奨学生は普通銀行（外国銀行を除く）、ゆうちょ銀行・信用金庫・労働金庫又は信用組合のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます（信託銀行・農協・漁協及びその他の一部銀行では取り扱っていません）。
- (12) 奨学生は毎月1月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2ヶ月以上を合わせて交付することができます。入学時特別増額貸与奨学生は、入学年月を始期として基本月額の振込先として設けられた授学生名義の預貯金口座に振り込まれます。

【月額の変更】

- (13) 平成30年度以降入学者が第一種奨学生の貸与を受ける場合は、申込時の収入、所得金額により、機構が定める基準を満たす場合に自宅又は自宅外月額の最高月額の貸与を受けることができます。
- ② 第一種奨学生においては、貸与月額は、機構の定める手続により変更することができます。ただし、採用時、自宅外通学の貸与月額を受けていた者が、自宅通学に変わった場合は速やかに「第一種奨学生貸与月額変更願（届）」の届出が必要です。この届出を怠ると奨学生が廃止されることがあります（大学院は除く）。
- ③ 第二種奨学生においては、基本月額・増額月額は、機構が定める手続により変更することができます。
- (14) 第一種奨学生と併せて給付奨学生もしくは大学等における修学の支援に関する法律第八条第一項の規定による授業料減免を受けているときは、関係法令の規定に基づき当該第一種奨学生の貸与額が増額又は減額（複数あるときは、法令の定める額）に変更されることがある場合に応じます。また、毎年度機構が行う適格性の審査等により新しい給付奨学生の支給額が見直された場合においても、法令等は機構が定める額）に変更されることがありますに同意します。

【利率の算定方法】

- (15) 第一種奨学生にあわせて入学時特別増額貸与奨学生を受けた者の利率、第二種奨学生における基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうちインターネットにより入力した方法、又は「奨学生金申込書」に記載した方法に従って以下のとおり定められます。
- ② 「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学生の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下、「財投」という）の利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます（貸与終了時に、奨学生の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券（以下、「債券」という）を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
- ③ 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学生の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利見直しの財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のあおむね5年ごとに（返還の期限を猶予されている期間を除く）に各学期の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます（貸与終了時に、奨学生の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。

- (16) 第二種奨学生において入学時特別増額貸与奨学生を受けた者並びに私立大学の医学・歯学・薬学又は獣医学を履修する課程及び法科大学院に在学する者が増額月額の貸与を受けた場合の利率は、基本月額に係る利率と入学時特別増額貸与奨学生又は増額月額に係る利率を加重平均して決定します。
- 第二種奨学生における基本月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し

方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学生並びに増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。

- (17) 第二種奨学生における利率の算定方法の変更は、奨学生の交付期間中、機構が定める定期期間届け出ることができます。ただし、第一種奨学生にあわせて入学時特別増額貸与奨学生を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

【貸与中の手続等】

(18) 奨学生は在学学校長あてに毎年度「奨学生継続願」を提出し、継続貸与の適格認定を受けなければなりません。

(19) 奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりません。

休学、復学、編入学、留学（休学）又は退学したとき。
ア 連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。
イ 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
ウ 連帯保証人又は相続人は、授学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機関に届け出なければなりません。

(20) 連帯保証人又は相続人は、授学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機関に届け出なければなりません。

(21) 機構は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学生の交付を停止、期間短縮又は廃止します。

ア 休学したときは、長期にわたって欠席したとき。
イ 病弱などのために修学の見込みがないとき。
ウ 支業成績が不振又は性行が不良となつたとき。

エ 学業としての義務を怠り、授学生として適当でないとき。
オ その他の処分を受けたとき。
カ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。

キ 奨学生の申込時にインターネットで入力すべき事項、若しくは「奨学生申込書」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたことにより授学生となったことが判明したとき。

ク 「奨学生継続願」を提出しなかつたとき。

ケ その他の、特別の事情により授学生としての資格を失ったとき。

(22) 奨学生はいつでも在学学校長を経て「奨学生の辞退を申し出ることができます。

(23) 奨学生の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり在学学校長を経て願い出たときは奨学生の交付を復活することができます。

2. 奨学生の返還に係る事項

【返還の方針】

(1) 奨学生の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後開始されます。選択した返還方式に応じて算出された割賦額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第一地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、業協同組合、信用漁業協同組合、連合会又は漁業協同組合のいずれかの預貯金口座から自動的に引き落とす方法（リレー口座）で返還することになります。（一部の信託銀行、信用組合、漁業協同組合及び他の一部銀行のなかでは、奨学生返還を取り扱わない金融機関があります）。機構の指定する期限までに口座振替（リレー口座）で加入申込書（預・貯金者控）の写しを提出する必要があります。延滞する、延滞している割賦金（利息を除く）の額に遅延返済期日の翌日から返還されます。

機関保証を選択した場合、督促されてもなお延滞していると、機構の代位弁済請求に基づき保証機関が機構へ保証債務の履行（代位弁済）を行います。代位弁済後は、機構で代わり保証機関が本人に代位弁済額を請求することになります。また、代位弁済額の返済を延滞した場合は、年10%の延滞損害金が課されます。

督促されてもなお延滞していると本人に対し法的手続がとられる場合もあります。

本人の保証を選択した場合、督促されてもなお延滞していると、連帯保証人や保証人に対する返還請求を行います。本人や連帯保証人等に対して法的手続がとられる場合もあります。

(2) 選択方式が定額返還方式の授学生は、返還誓約書において月賦返還又は月賦・半年賦併用のいずれかの返還方法を選択することになります。なお、選択した返還方法は原則として変更できません。

(3) 選択方式が定額返還方式の場合、20年（月賦返還で240回）以内に返還しなければなりません。返還回数は貸与金額によって異なります。割賦額は、第一種奨学生金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された金額、第二種奨学生金及び第一種奨学生にあわせて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学生は、貸与金額（元本）に応じた返還回数で、利均等計算により算出された金額です。

(4) 選択方式が所得運動返還方式の授学生の返還方法は月賦返還になります。なお、返還方式を定額返還方式から所得運動返還方式に変更した際に返還方法として月賦返還又は定期返還方式を選択した場合、返還方法に変更されます。

(5) 利息（元本・利息）の明細は、返還を開始する前までに返還明細書により通知します。

(6) 返還期日前に、貸与された奨学生の全部又は一部を繰上げて返還することができます。

(7) 連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立てから強制執行に至るまでの法的手段をとることができます。なお、手続にかかる費用は債務者（本人、連帯保証人又は保証人）の負担となります。

(8) 本人が債務（貸与を受けた総額、利息、延滞金及び督促手続費用）の返還を延滞し、機構から債務を書面により期限の利益を失う旨の通知を受けてもなおお延滞を解消しない場合は、債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。

(9) 口座振替（リレー口座）による返還が適当でないと機構が判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。

(10) 口座に返却する手数料を除いた返還過剰金が100円未満の場合は、学生支援寄附金として振り替えます。

(11) 本人、連帯保証人及び保証人から返還期日を過ぎても返還がない場合、または所定の手続を怠った場合には、機構が委託した債権回収会社等から架電及び督促を行います。またその際に固定電話により優先して携帯電話に架電することになります。

(12) 本確認書兼同意書に基づく奨学生貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【その他手続等】

(13) 奨学生の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するときは、速やかに機関に届け出なければなりません。

(14) 本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延長又是到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。

(15) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、願い出により減額返還（1回当たりの割賦金を2分の1または3分の1に減額適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法をいう）を適用することができます。ただし、返還方式で所得運動返還方式を選択した場合は、減額返還を利用することができません。

(16) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、あるいは国内外の学校に在学する場合には、願い出により返還の期限を猶予することができます。

(17) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません。

(18) 本人が死亡したとき、又は精神若しくは身体の障害によって、その奨学生を返還することができなくなったりましたときは、願い出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができます。

(19) 大学院で貸与を受けた第一種奨学生について、在学中に特に優れた業績を挙げたとして機関が認定したときは、貸与期間終了時に、その奨学生の全部又は一部の返還を免除することができます。

(20) 本人が財投金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機関が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報書を学校、金融機関及び業務委託先に對して提供することができます。

【個人番号の利用】

(21) 個人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとします。

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、その確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機関の「貸与奨学生規程」その他の諸規程の定めによります。

するする出資を書類に記載され、本人（在本人）書類回収書類

するする出資を書類に記載され、本人（在本人）書類回収書類